

お知らせ

令和7年 2月 1日
宇部市水道局財務課管財係

入札・契約制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり見直しを行いますのでお知らせします。

記

宇部市水道局現場代理人取扱要領の改正について

建設業法等の改正に伴い、現行の要領を以下のとおり改正します。

1 主な改正内容

- (1) 現場代理人の兼務要件である請負金額について、以下のとおり改める。
 - ・ 建築一式工事以外 4,000万円未満 → 4,500万円未満
 - ・ 建築一式工事 8,000万円未満 → 9,000万円未満
- (2) 現場代理人が監理技術者を兼務できる場合の要件を追加する。

2 施行

令和7年2月1日以降公告、公募、指名通知又は見積書を徴する工事から施行します。

3 その他

要領等につきましては、水道局ウェブサイトに掲載の「入札・契約に係る要綱等」
をご参照ください。 <https://ubesuido.jp/pages/64/>